

第2章 障害福祉サービス等の数値設定に 当たっての考え方

第1節 計画の基本的視点

第2節 第6期計画から第7期計画へ

第3節 見込み量算定に当たっての基本的考え方

第1節 計画の基本的視点

本計画は、光市障害者福祉基本計画に定める基本理念を踏まえつつ、国が示す基本方針に沿い、次に掲げる視点に配慮して策定します。

(1) 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障害のある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害のある人が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等の提供体制の整備を進める必要があります。

(2) 障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害福祉サービスの対象となる障害のある人の範囲を、身体障害者、知的障害者、精神障害者及び難病患者等とし、サービスの充実を図る必要があります。また、発達障害者及び高次脳機能障害者については、精神障害者に含まれるものとして、さらに、難病患者等についても、法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図る必要があります。

(3) 地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害のある人の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障害のある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進める必要があります。

(4) 共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けて、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制を構築していく必要があります。

(5) 障害児の健やかな育成のための発達支援

障害の疑いがある段階から、身近な地域でライフステージに沿った支援ができるよう、また、医療的ケア児が専門的な支援を円滑に受けられるよう、地域の関係機関が連携を図り、切れ目のない支援体制を構築していくことが重要となります。

(6) 障害福祉人材の確保

障害者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要があります。そのためには、研修の実施や多職種間の連携の推進により専門性を高めていくとともに、県や関係機関と協力して障害福祉の現場が魅力的な職場であることの周知・広報、職場環境の整備やハラスメント対策等に取り組むことが必要です。

(7) 障害者の社会参加を支える取組

障害者が文化・芸術活動や健康づくり、スポーツ等の分野を含め、地域でいきいきと安心して健康的に暮らすためには、多様なニーズを踏まえた支援が必要です。特に障害者の情報の取得利用・意思疎通に関して、ICTが効果的に活用できる環境を整える必要があります。

第2節 第6期計画から第7期計画へ

第7期計画では、国の基本指針において、第6期計画と同様に7つの成果目標が示されており本市では、以下の事項について、成果目標を定めることとします。

- (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 地域生活支援の充実
- (4) 福祉施設から一般就労への移行
- (5) 障害児支援の提供体制の整備等
- (6) 相談支援体制の充実・強化等
- (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

第3節 見込量算定に当たっての基本的考え方

見込量算定に当たっては、数値目標の達成に向けて実効性のあるものとし、第6期計画の実績及び検証分析から、第7期見込量を算定します。また、周南圏域で行った総合支援学校在籍生徒の進路希望調査及び障害のある人からの相談を受ける中で、ニーズの把握に努めました。さらに、事業所と連携し、施設整備の予定も勘案し、見込量の算定を行いました。

- (1) 第6期計画の進捗状況や各種サービスの利用実績等の検証分析を踏まえる。
- (2) 総合支援学校在校生（1～3年）を対象とした進路意向調査の結果を踏まえる。
- (3) 今後3年間に新たに施設整備予定のあるサービスについての情報を踏まえる。

障害者総合支援法及び児童福祉法のサービス体系

<訪問系サービス>

在宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常時介護を必要とする人に、自宅で介護と外出時の移動支援を行う
同行援護	視覚障害のある人が外出するときに、移動に必要な情報を提供し、移動の援護等を行う
行動援護	自己判断力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援等を行う
重度障害者等包括支援	介護の必要性が著しく高い人に、居宅介護等複数のサービスで包括的な支援を行う

<日中活動系サービス>

生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護や、創作的活動等の機会の提供等を行う
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力向上のための訓練を行う
就労選択支援 ※令和7年度新設予定	就労希望者が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行う
就労移行支援	一般企業への就労希望者に、一定期間、就労に必要な知識や能力向上のために必要な訓練を行う
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識や能力向上のために必要な訓練を行う
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人に、就労に関わる課題の解決に必要な連絡調整や指導・助言を行う
療養介護	医療と常時介護の必要な人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護等を行う
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、夜間も含め短期間、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行う

<居宅支援・施設系サービス>

自立生活援助	居住施設から一人暮らしに移行した人に、一定期間、訪問により、理解力、生活力等を補うための助言、関係機関との連絡調整を行う
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事等の介護を行う

<相談支援>

計画相談支援	サービス等利用計画を作成し、自立した生活を支え、適切なサービス利用及びきめ細やかな支援を行う
地域移行支援	施設入所者や入院中の精神障害者及び矯正施設退所者の、住居の確保や地域生活に移行するための支援等を行う
地域定着支援	居宅において単身等で生活している人に、常時の連絡体制を確保し、緊急時等の相談や支援等を行う

<障害児支援>

児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う
放課後等デイサービス	生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う
保育所等訪問支援	障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う
障害児相談支援	障害児通所支援を利用している障害児を対象に、障害児支援利用計画を作成し、サービス調整及び各種支援を行う

<地域生活支援事業>

コミュニケーション支援事業	聴覚・言語機能・音声機能や視覚障害等のため、意思疎通に支障のある障害者に手話通訳者等の派遣を行う
日常生活用具給付事業	重度障害者（児）に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付や貸与を行う
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者（児）に対して、外出のための支援を行う
地域活動支援センター事業	創作的活動や生産機会の提供等の基礎事業に加え、機能体系により相談支援や機能訓練、入浴サービス等を行う
日中一時支援事業	日中、監護する者がいない等、一時的な見守りが必要な障害者（児）に活動の場の提供や日常的な訓練等を行う
生活訓練事業	視覚障害のある人への料理教室を開催し、調理指導・栄養指導を行う
福祉機器リサイクル事業	不要になった福祉機器の修理・洗浄等を行い、これを必要とする人に斡旋を行う
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	スポーツを通じた体と心の健康の維持増強を図るため、スポーツ・レクリエーション等の大会を行う
点字・声の広報等発行事業	文字による情報入手が困難な障害のある人へ、点訳・音訳等の方法により、市の広報、生活情報等の定期的な提供を行う
自動車運転免許取得・改造費助成事業	障害のある人の社会参加の促進を図るため、自動車運転免許取得費用の助成や自動車改造費用の助成を行う

